

# 工 ね 補 助

## 補助申請・事業完了報告の手引き

### 補助申請編

#### ◆ 1 補助事業の申請及び経理処理の基本的な考え方

##### <目的>

本補助申請編は、補助事業に係る申請及び経理処理を実施する際に準備しておくべき資料等についての基本的な考え方を示したものです。

##### <申請及び経理処理の基本ルール>

補助事業の申請及び経理処理に当たっては、補助金の交付対象となる経費とそうではない経費を明確に区別して処理することになります。また、検査等により経費の虚偽申告や過大請求等による補助金の受給等の不正行為が判明した場合には、交付決定の取り消しの処分が科せられますので、適正な経理処理を常に心がけてください。

#### ◆ 2 補助申請区分

##### (1) 省エネ診断枠

令和元年度以降に省エネ診断※1を受診し、診断結果で提案された設備の導入または建物の省エネ改修に係る経費を補助申請できる枠です。

※1 対象の省エネ診断は「◆4 補助対象経費」を参照

##### (2) 計画認定枠

釧路市より中小企業等経営強化法に規定する「先端設備等導入計画」の認定を受け、「工ね補助」の設備要件を全て満たした場合、その設備導入に係る経費を補助申請できる枠です。

#### ◆ 3 補助対象事業者

釧路市内に主たる事業所を有する中小企業及び小規模事業者のうち、次に掲げる要件を満たす事業者が対象となります。

- (1) 省エネ診断枠で申請する事業者は、申請時まで「◆2 補助申請区分 (1) 省エネ診断枠」に示した省エネ診断を受診し、診断結果の報告を受けていること。
- (2) 計画枠で申請する事業者は令和6年12月28日までに、釧路市より中小企業等経営強化法に規定する「先端設備等導入計画」の認定を受けていること。
- (3) 令和5年度までに設備導入に係る経費の補助として、釧路市省エネ等設備導入補助金を受領していないこと。
- (4) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (5) 市税の滞納がないこと。

#### ◆ 4 補助対象経費

設備の購入費用またはリース費用（申請日が属する月から報告を行った日が属する月までに要したリース費用）、建物の省エネ改修費用や省エネ診断費用（令和6年3月1日以降に申込みした場合）が対象です。なお、上記の購入や工事等と一体で行う、修繕、据付けまたは運搬等に要する費用も対象です。ただし、既存設備の撤去費用や処分費は補助対象外経費となります。

##### (1) 省エネ診断枠

- ① 令和元年度以降に受診した次に示す省エネ診断で提案された設備または建物改修
- ・ 省エネ診断拡充事業「省エネルギー拡充診断」（一般社団法人環境共創イニシアチブ）
  - ・ 省エネお助け隊（一般社団法人環境共創イニシアチブ）
  - ・ 省エネ最適化診断（一般財団法人省エネルギーセンター）
  - ・ 無料省エネ診断（一般財団法人省エネルギーセンター）
- ② 省エネ診断費用（令和6年3月1日以降に申込みしたものに限り。）

(2) 計画認定枠

次に示す表①及び表②に掲げる対象設備要件をそれぞれ満たす設備

表①対象設備要件その1

減価償却資産の種類	最低取得価格	販売開始時期
機械装置	160万円	10年以内
器具備品	30万円	6年以内
建物附属設備	60万円	14年以内

表②対象設備要件その2

対象設備	
空調設備	空気清浄関連設備
	送風機
	温風暖房機（冷房組込形を含む）、遠赤外線放射式暖房機、乾燥機
	冷暖房設備
給湯器	ガス給湯器、電気給湯機
ボイラー	ボイラー
	温水ボイラー、温水発生機、貫流ボイラー
冷凍冷蔵設備	冷凍、製氷又は冷蔵業用設備
	農業用低温貯蔵庫
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー、業務用厨房機器
	電気冷蔵庫、冷蔵ショーケース
調光制御設備	照明設備
太陽光発電設備	太陽電池モジュール
	太陽熱利用システム
蓄電池	鉛蓄電池、ニッケルカドミウム電池、ニッケル水素電池
	リチウムイオン電池
	NAS電池
	レドックスフロー電池
コージェネレーションシステム	コージェネ（燃料電池含む）
	燃料電池
	内燃力又はガスタービン発電設備

## ◆ 5 補助率と補助上限額

補助率	補助上限額
2分の1	上限 300万円

## ◆ 6 申請手続き

補助申請期間

**令和6年3月15日（金）～令和7年2月28日（金）**

※補助金の交付を受けるためには、この申請の他に事業完了報告の提出が必要です。詳しくは5ページ以降をご覧ください。

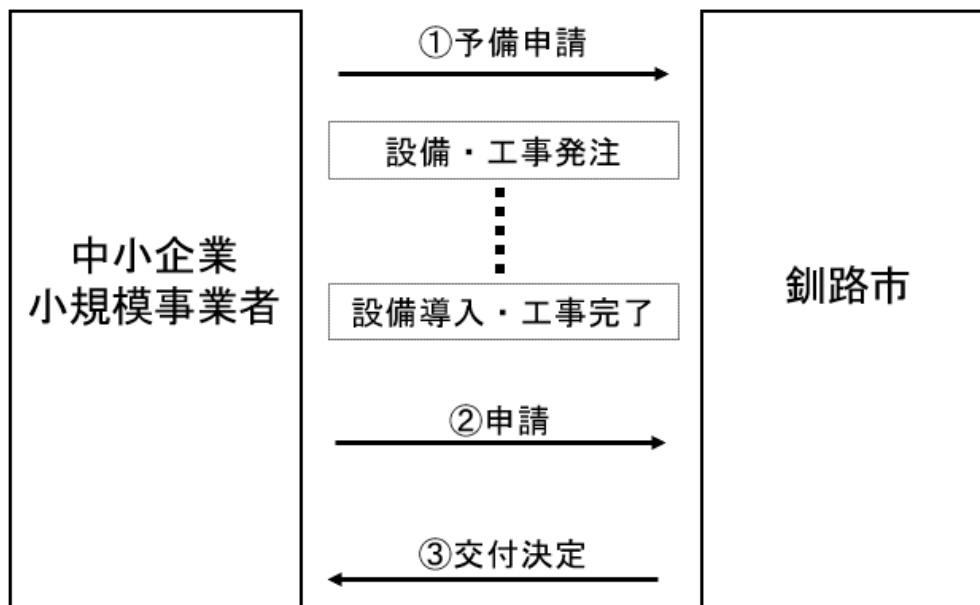
## ◆ 7 補助申請方法

原則、オンラインでの申請となります。

なお、設備導入または建物改修前に、予備申請が必要です。

予備申請フォームおよび申請フォームは釧路市ホームページの「エネ補助」のページにリンクを載せていますのでご確認ください。

## ◆ 8 申請の流れ



## ◆ 9 添付書類

申請にあたっては次に掲げる書類をご提出ください。

【予備申請時】

(1) 省エネ診断枠

- ① 省エネ診断結果がわかる資料
- ② 見積書の写し（設備導入費用、建物改修費用、省エネ診断費用のうち該当するもの）

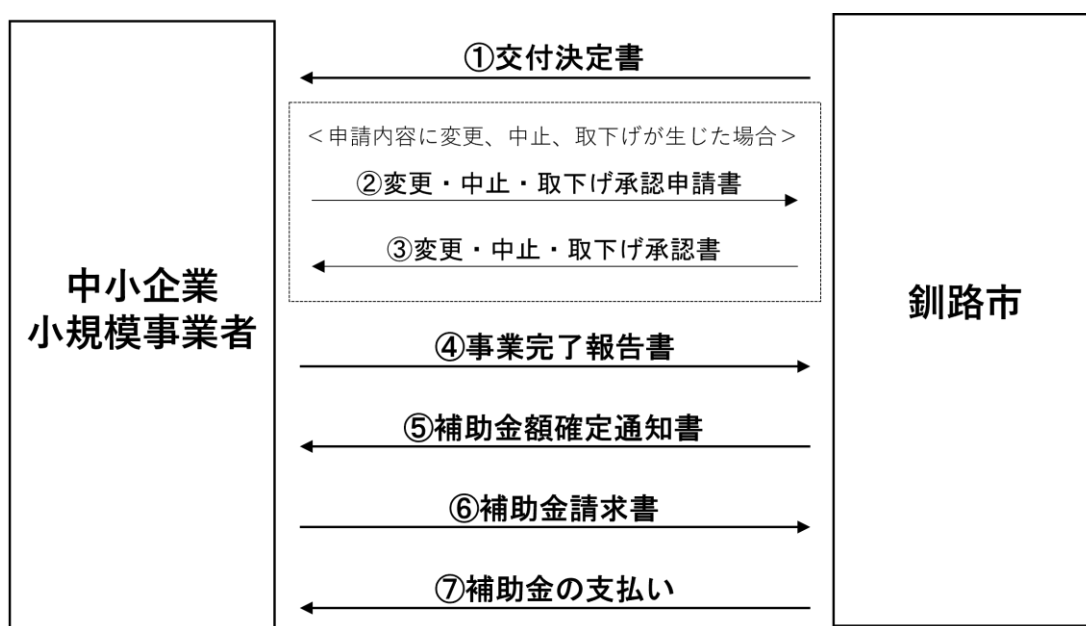
(2) 計画認定枠

- ① 先端設備等導入計画書の認定書の写し
- ② 見積書の写し（設備導入費用）

## 【申請時】

- (1) 【法人】 釧路市市税の完納証明書（補助申請時点で最新のもの）の写し、又は市に法人設置届を提出した直後である場合は法人設立・異動等の届出書の写し  
【個人事業主】 市町村民税の完納証明書（補助申請時点で最新のもの）の写し
- (2) 見積書の写し（予備申請時に提出していない場合）
- (3) 設備又は建物省エネ改修の図面等  
（例）設備：仕様がわかる図面 建物：改修箇所がわかる図面
- (4) 先端設備等導入計画の認定書の写し（計画認定枠で予備申請時に提出していない場合）

## ◆10 交付決定後の流れ



※補助金の支払いは事業完了後の精算払いとなりますので、ご注意ください。

（不備がなければ1ヶ月以内に入金予定です。）

※補助金の請求は遅くとも3月中旬までに行っていただく必要がありますので、ご注意ください。

## ◆11 消費税等の取扱いについて

- (1) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）については、補助対象外となります。ただし、免税事業者または簡易課税制度選択事業者は消費税等込みの価格で申請可能です。
- (2) 補助対象経費は、消費税等抜きの価格となります。見積書や請求書等が内税の場合は、下記の記載のように税抜価格に割り戻して計算してください。

【例 税込価格 3,000,000 円の場合】

3,000,000 円（税込）÷ 1.1 の計算 = 2,727,272.727...円となりますが、小数点以下は切り捨てとなり、税抜き価格は 2,727,272 円となります。

## ◆ 1 事業完了報告の基本的な考え方

### <目的>

本事業完了報告編は事業完了報告の際に準備する資料等についての基本的な考え方を示したものです。

### <留意事項>

- ①申請時から内容等を変更する場合は事前にご相談ください。
- ②補助対象経費の支払方法は銀行振込を原則とします。現金決済のみの取引先への支払いに限り、現金払いを可とします。仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券・振興券等、手形・小切手を使用して支払った場合は、その分は補助対象経費から控除するものとします。クレジットカード払いは認めますが、リボ払い・分割払い等で所有権が補助事業期間中に移転していないものは対象外とします。なお、クレジットカード払いの場合は、支出したことを証明する書類として、クレジット会社からの請求内訳のわかるもの及び口座引き落としがわかる銀行預金通帳の写しを添付してください。
- ③立替払いについては、立替払精算の関係書類の提出があれば補助対象経費とします。
- ④銀行等口座振込手数料、代引手数料等は補助対象となりません。
- ⑤帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保存し、市から提出等の要求があったときは閲覧できるようにしてください。

## ◆ 2 事業完了報告方法

原則、オンラインでの報告となります。

報告フォームは釧路市ホームページの「エネ補助」のページにリンクを載せていますのでご確認ください

※添付データの容量が大きい場合、アップロードに時間がかかる場合があります。

※送信が完了したか不安な場合は、商業労政課（31-4548）までお問い合わせください。

## ◆ 3 事業完了報告に必要な添付書類

令和7年2月28日（金）までに、次に掲げる書類を添付して報告してください。

- (1) 請求書の写し
- (2) 領収書等支出したことを証明する書類の写し  
※クレジットカード払いの場合は、支出したことを証明する書類として、クレジット会社からの請求内訳のわかるもの及び口座引き落としがわかる預金通帳の写し
- (3) 補助金請求書（市様式）
- (4) 振込口座が確認できる資料  
※紙通帳の場合は通帳の表紙と通帳を開いた1ページと2ページ目の写し  
※WEB通帳やネットバンキング、当座預金の場合は「金融機関名、支店名、店番号、預金の種別、口座番号、口座名義（カタカナの名義含む）が確認できるもののキャプチャー
- (4) 財産取得管理台帳（様式第6号）の写し  
（取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の場合）

- (5) 契約書の写し、又は契約したことがわかるものの写し
- (6) 納品書の写し、又は建物の改修工事が完了したことがわかる書類の写し
- (7) 設備等の導入（建物の改修前）及び導入後（改修後）の写真  
※位置関係が分かるように同じ方向から写真を撮影してください。
- (8) 導入した設備等の形式又は番号がわかる写真（設備導入の場合）